

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院では「各種健康保険取り扱い」などと表示されていますが、これは「施術の全てが健康保険の対象となる」わけではなく「**健康保険で認められたケガのみかかることができる**」ことを意味しています。皆様には、正しく認識していただいた上で、整骨院・接骨院にかかるようお願い致します。

健康保険が使えます○	健康保険は使えません×
<p>[外傷性の明らかな以下の症例] ●捻挫 ●打撲 ●挫傷(肉離れ等)</p> <p>●骨折 ●脱臼 骨折(不全骨折を含む)または脱臼に対する施術に於いては応急手当の場合、医師の同意は不要。 但し、応急手当後の施術は医師の同意が必要。</p> <p>■内科的原因による疾患は含まれません ■いずれの負傷も慢性的な状態に至っていないものに限られます。</p> <p>※勤務中や通勤途中のケガは労災保険の適用になります ※交通事故の場合は必ず当健保組合へご連絡ください</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.日常生活による肩こり、腰痛、体調不良など 2.スポーツ等による筋肉疲労や筋肉痛、原因のわからない痛み 3.神経痛、関節炎、リウマチ、ヘルニア等の疾患からくる痛みやこり 4.マッサージ代替りの利用や、治癒の見込みのない慢性的な痛みやこり 5.保険医療機関で治療中に同時期に同じ箇所を柔道整復師に施術を受ける場合 (薬が処方されている期間も同時期扱いとなります) <p>※上記に該当する場合は健康保険が適用されません</p>

「整骨院・接骨院の保険診療についての受診照会」にご協力ください

当健保組合では、「医療費適正化」の一環として、皆様が整骨院・接骨院で受診されました施術内容・負傷原因等につきまして委託先を通じて確認させて頂いております。受診照会が届きましたら期限内にご返送下さいますようお願いいたします。また、この受診照会は、整骨院・接骨院を受診されてから2~3ヶ月後にお手元に届きますので、領収証の保管も併せてお願い致します。

尚、個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、柔道整復師に確認する資料としてのみ使用しておりますので、施術内容の確認目的以外にはご本人の了解なく使用することはありません。

＜委託先:株式会社大正オーデイト 健康保険事務センター＞
 〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス7F

【厚生労働省・関係通知】

●柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

- ①療養費の支給対象となる負傷は、外傷性の明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。
 また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。
- ②脱臼または骨折(不全骨折を含む)に対する施術においては、
 医師の同意を得たものでなければならないこと。
 また、応急手当をする場合はこの限りでないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であること。
 医師の同意は患者を診察した上で書面又は口頭により与えられる事を要すること。